

# 平成 27 年度事業方針大綱

土地家屋調査士制度は、本年 7 月 31 日をもって制度制定 65 周年を迎えるところであり、表示登記制度創設 55 年、そして、オンライン申請手続の導入、裁判外紛争解決手続の制度も法公布後 10 年を越え、筆界特定の制度が創設されて 10 年となる一つの節目ともいえる年である。

それは、平成 26 年度に開催した「2014 日調連公開シンポジウム」において発信した「境界紛争ゼロ宣言!!」の具現化を推し進めることをもって、「土地家屋調査士は、適正な業務を行い不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する」という職分を、全国の土地家屋調査士会員が改めて認識する好機である。

折しも、平成 6 年に開催した「全国土地家屋調査士松本大会」から 20 年を期し、長野県松本市に建立されている「土地家屋調査士制度発祥の地」碑を、より一層の制度啓発に資する地に移設することができた。鑑みるに、土地家屋調査士は、自己改革と研鑽に努め業務を行う、境界標の設置と管理を国民に周知する、地図整備の早期実現に取り組むという「宣言」に加えて、登記所備付地図の早期整備を要望するという「決議」を行った松本大会の精神は、現在も基礎として生きている。また、その後の平成地籍整備への参画、技術革新や司法制度改革による頭書に示した新たな制度など、土地家屋調査士の活躍の場は進化してきている。

これまでの目標を達成する事業を継続しながらも、更に土地家屋調査士の能力を発揮するステージに進むための礎を築くため、全国の土地家屋調査士会及び土地家屋調査士政治連盟の協力の下、それらの実現に向けて、次のとおり、平成 27 年度の事業方針大綱を策定する。

## 1 「境界紛争ゼロ宣言!!」の継続的発信

土地家屋調査士は、日常業務において、後に境界紛争が起こらぬよう予防司法を心がけている。また、一方、紛争が起きれば、筆界特定制度や土地家屋調査士会 ADR を活用して、土地家屋調査士が問題解決に取り組むという制度を確立している。

土地家屋調査士が「境界の専門家」として、官公署を始め国民からの社会的認知を向上させるためには、「境界紛争ゼロ宣言!!」の旗標の下に、会員一人一人が継続的な自己研鑽と研修により能力担保を維持していること、そして土地の境界紛争を解決する情報と手法を有していることを、会員の日常業務を通じて国民に示すことは基より、連合会及び全国の土地家屋調査士会の制度広報を駆使して、内外への啓発活動を行うことが肝要である。

一人一人の会員の思いと力を一つにして組織力を強化し、土地家屋調査士会の自律・自治機能の向上と協力の下、専門資格者としての社会的認知の向上に邁進する。

## 2 表示登記制度への継続的な提言と運用

登記申請の内容・手法（申請技術）の高度化は、専門資格者の有用性の実証の場である。

各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定の「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」を踏まえ、法定外添付情報の原本提示を不要とする取扱や添付書類提出の省略等の負担軽減を求め、登記申請における完全オンライン化を目指すための具体的方策を推進する。

また、不動産調査報告書の仕様を改善し、土地家屋調査士の専門性、知見を最大限に発揮して、オンライン登記申請の利用を更に促進し、不動産の表示に関する登記事務の適正・効率化に寄与する。

### 3 地図づくりへの貢献

国民の権利を守る制度としての不動産登記制度の一層の充実発展に貢献するために、不動産登記法第 14 条地図作成作業の実施を積極的に推進する。また、地籍調査事業への土地家屋調査士の参画強化に取り組むとともに、引き続き、国土調査法第 19 条第 5 項の指定を利用して、土地家屋調査士の日常業務の成果を活用した地図づくりに参画することを推し進める。

さらに、東日本大震災被災地の早期復興に寄与するために、被災地の登記所備付地図作成作業等の受託体制強化の方策を検討する。

また、公共調達の基盤の拡充を図るための発注環境の改善を求める活動を進めるとともに、受託体制の在り方を検討、整理する。

### 4 土地家屋調査士の専門的能力の向上と業務領域の拡充

土地家屋調査士による土地の筆界の調査能力を向上させ、業務における調査権等を獲得するために、法改正をも見据えて、土地境界確認に関する法律行為の代理を行う能力を制度の中に位置付ける施策の検討を進める。

また将来的には、地理空間情報活用推進基本法の動向を踏まえ、会員が認定登記基準点・筆界点の管理ができる組織作りを目指すとともに、都市的土地利用の変化の実情に即した制度の到来に適応できるよう、測量技術・手法の向上等の環境整備を研究する。

併せて、土地家屋調査士の関連・附随業務を日常業務として積極的に取り入れ、また筆界情報共有化のための環境整備の研究と不動産に係る基礎資料としての基盤情報の構築を通じて、社会から求められる業務領域の拡充を図る。

### 5 公共・公益的な視点からの社会貢献

「少子化・高齢化」、「人口の都市一極集中化」に伴う「空家問題」は、現代の日本社会が抱える重大な課題である。「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成 26 年法律第 127 号）の成立過程における参議院附帯決議の趣旨、及び「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」等を踏まえ、各地域の関係自治体が発行する空家問題解決の施策に貢献するために、土地家屋調査士会と土地家屋調査士政治連盟との連携・協力の下、土地家屋調査士が積極的に参画できるよう推進する。

また、土地家屋調査士は全国各地に点在しており、業務を行う地域の土地の慣習を習熟するよう努める研修義務を負っている。土地家屋調査士の役割と建物認定能力を現地に生かし、不動産に係る国民の権利の明確化の観点からも、災害対策等として、所有者（管理者）不明土地や空家等による境界不明から生じる社会的なリスクを軽減するために、国が推し進める防災・減災対策等に協力することができる体制を研究する。